



長崎県公報

目 次

◎ 監査委員訓令	所管課(室)名
○長崎県監査事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	監 査 事 務 局
◎ 監査委員公表	
・長崎県監査基準の一部改正	監 査 事 務 局

監査委員訓令

長崎県監査事務局事務決裁規程の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日

長崎県代表監査委員 下田 芳之

長崎県監査委員訓令第2号

長崎県監査事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

長崎県監査事務局事務決裁規程(昭和45年長崎県監査委員訓令第17号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第2章 決裁の区分 (事務局長の決裁事項) 第5条 事務局長の決裁事項については、長崎県決裁規程(昭和42年長崎県訓令第4号)第6条の規定を準用するほか、次に掲げるものについて決裁することができる。 (1) <u>営利企業への従事等の制限に関する規則</u> (昭和26年長崎県人事委員会規則第13号)第3条の規定による職員(係長及びこれに相当する職以上の職員を除く。)の <u>営利企業への従事等の制限の許可</u> に関すること。	第2章 決裁の区分 (事務局長の決裁事項) 第5条 事務局長の決裁事項については、長崎県決裁規程(昭和42年長崎県訓令第4号)第6条の規定を準用するほか、次に掲げるものについて決裁することができる。 (1) <u>営利企業等の従事制限に関する規則</u> (昭和26年長崎県人事委員会規則第13号)第3条の規定による職員(係長及びこれに相当する職以上の職員を除く。)の <u>営利企業等の従事制限の許可</u> に関すること。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

監査委員公表

監査委員公表第5号

令和5年3月31日

長崎県監査委員 下田 芳之
同 砺山 和仁
同 前田 哲也
同 中村 泰輔

長崎県監査基準の一部改正

長崎県監査基準（令和2年4月1日施行）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる基準の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第2章 一般基準 （情報管理） 第10条 監査委員は、監査等を通じて入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。 2 監査委員は、監査等を通じて入手した個人情報について、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> 等に基づき適切に取り扱うものとする。	第2章 一般基準 （情報管理） 第10条 監査委員は、監査等を通じて入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。 2 監査委員は、監査等を通じて入手した個人情報について、 <u>長崎県個人情報保護条例（平成13年7月12日長崎県条例第38号）</u> 等に基づき適切に取り扱うものとする。

附 則

本基準は、令和5年4月1日から施行する。

発行者
 長崎県
 長崎市尾上町三番一号

電話代表
 直通表
 (八二四)
 (八九五)
 二一一
 二一一
 四一

印刷所
 長崎県
 長崎市権島町八番十二号

株式会社
 寺田
 クイック
 プリン
 宏
 弥ト